

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

【児童扶養手当】

○支給対象

何らかの理由により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している（ひとり親家庭の）場合や、父または母が心身に障がいのある場合に、その児童を養育している父または母（または養育者）に対して支給されます。手当の支給は、児童が18歳に達した年度末まで支給の対象となります。

なお、児童が政令で定める障がいを有するときは、児童が20歳に達するまで支給されます。ただし、児童が施設に入所したり、父または母（または養育者）もしくは児童が国民年金などの公的年金を受けているときや、児童が年金の加算の対象となっている場合は支給されません。

○手当月額

	平成25年10月～平成26年3月	平成26年4月～
全部支給	41,140円	41,020円（▲120円）
一部支給	41,130円～9,710円	41,010円（▲120円）～9,680円（▲30円）

第2子加算.....月額5,000円（全部支給、一部支給共通）

第3子以降加算.....1人につき月額3,000円（全部支給、一部支給共通）

※所得制限があります。

【特別児童扶養手当】

○支給対象

心身に障がいがある20歳未満の児童を監護する父または母、もしくはその養育者に支給されます。ただし、児童が施設等に入所している場合は支給されません。

○手当月額

	平成25年10月～平成26年3月	平成26年4月～
1級	50,050円	49,900円（▲150円）
2級	33,330円	33,230円（▲100円）

※所得制限があります。

【お問合せ】住民・環境部門 担当：石戸

非常時の炊き出し訓練の実施

3月16日(日)原田地区生活改善センター、3月17日(月)児童交流センター「ぼぼらす」(旧保育所)にて、「ハイゼックス」という特殊な袋を使用してご飯を炊く炊き出し訓練を行いました。

3年前の3月11日に発生した東日本大震災を機に、地域の防災力や災害への備えの必要性を改めて感じた方が多いはずで、簡単に行える防災訓練の1つですので、地区で開催される際には、ぜひ参加してみてください。



原田地区生活改善センターでの炊き出し訓練



児童交流センター「ぼぼらす」での炊き出し訓練